



## メルマガ「GPN 地元国際通信 Vol.23」(2018/12/21 発行)

発行運営 一般社団法人グローバル・プロフェッショナル・ネットワーク

～地元国際！～地元企業を世界へいざなう国際専門家集団を形成するネットワーク！

[URL] <https://www.gpnjapan.com/> [代表 MAIL] [info@gpnjapan.com](mailto:info@gpnjapan.com)

◎本メールマガジンは、GPN 会員、及び、名刺交換をさせて頂いた皆様に、当会からのお知らせや企業の海外進出・国際税務に関する最新情報をお届けするニュース配信です。

メールマガジンの解除、及び、配信アドレス変更をご希望の方は、本メールにご返信頂くか、GPN WEB サイトの「お問い合わせ」フォームよりご連絡下さい。⇒ <https://www.gpnjapan.com/>

◎ ご意見・ご感想などございましたら、下記までお願いします。⇒ [info@gpnjapan.com](mailto:info@gpnjapan.com)

## I N D E X

>>>新連載 シリーズ！～ GPN 海外視察研修時に訪問させて頂いた企業のご紹介

■ 海外で活躍する日本企業 <第 6 回>

－ A.I Global Sun Partners Joint Stock Company (AGS ホーチミン事務所)

※ Back Number 過去に配信させて頂きましたメルマガを掲載しています。

下記よりご覧下さい。

<詳細> ⇒ <https://gpnjapan.com/gpntimes/index.html>

>>> 注目情報

■ 改正銀行法施行

～ Fintec 系のスマホアプリとの連動性確保によるインバウンド需要の取り込み！

>>> お知らせ

■ Merry Christmas & Happy New Year 2019 ！

■ 会員募集中！！～会員種別・協会費について

■ 友人紹介制度のお知らせ～入会金免除！

■ 「海外展開&国際税務に関する課題・質問にお答えします！」



# GPN

Global Professional Network

## ■ 海外で活躍する日本企業 <第 6 回>

### ー A.I Global Sun Partners Joint Stock Company (AGS ホーチミン事務所)



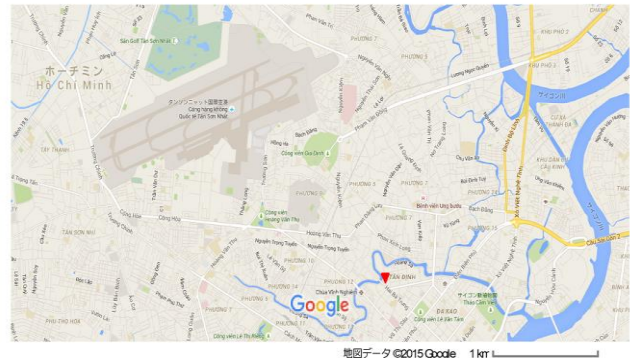
#### 1. AGSの概要

【AGS】 日系 100%出資のベトナム現地法人。  
(正式名称は A.I. GLOBAL SAN PARTNAERS JSC)

【ハノイ事務所】 ベトナム北部を所管。スタッフは日本人 1 名。ベトナム人 7 名。

【ホーチミン事務所】 ベトナム南部、中部を所管。スタッフは日本人 10 名。ベトナム人 58 名。

#### 【ホーチミン事務所の所在地】



#### 2. サービス概要

##### (1) ベトナム進出前調査

- ・ミニ市場調査
- ・ベトナム視察ツアー
- ・ビジネスマッチング(生産委託や販売代理店など取引先の探索)
- ・ローカル企業との商談や交渉支援

##### (2) ベトナム駐在員事務所や現地法人の設立、ライセンス変更

- ・投資ライセンスの新規取得(現地法人・駐在員事務所)・変更・追加
- ・駐在員事務所や現地法人の休眠・閉鎖

##### (3) 労務・法務

- ・労働契約書・就業規則
- ・社会保険
- ・労働許可証(WP)、一時滞在許可証(TRC)取得
- ・ビザ(VISA)取得・更新
- ・法務顧問
- ・法令翻訳
- ・各種契約書(販売代理店・生産委託など)作成・レビュー

##### (4) 会計・税務・監査(支援)・資金調達

- ・記帳代行
- ・月次及び四半期、年次財務諸表作成

- ・法定監査支援
- ・短期・長期中央銀行借入支援
- ・管理会計(原価管理、原価削減プロジェクト)
- ・税務(個人所得税(PIT)・付加価値税(VAT)・法人所得税(CIT)・外国契約者税(FCT))
- ・給与計算(日本人・ベトナム人)
- ・連結決算支援

#### (5) 総務代行

- ・受付(電話対応、社内資料の作成・管理、サプライヤーリストの作成)
- ・人事・労務(採用補助(面接アレンジ・オファーレターの作成)、社会保険手続)
- ・Gatekeeper(日越英語の総務資料の作成・翻訳、請求書・レッドインボイス等の作成、銀行手続)
- ・短期オプション(ベトナム人の日本短期滞在ビザ取得サポート、ベトナム法人設立直後のみのオフィスサポート、日本人の銀行口座開設サポート(同行可)、公証認証手続きサポート、短期プロジェクトの通訳・翻訳、レッドインボイスの発行手続)

#### (6) その他

- ・M&A、投資コンサルティング
- ・営業支援、営業代行
- ・各種専門企業の紹介(人材紹介、不動産、工業団地、内装工事、運転手付きハイヤーカーの手配)

### 3. インタビュー【村山氏、脇村氏、小山氏】

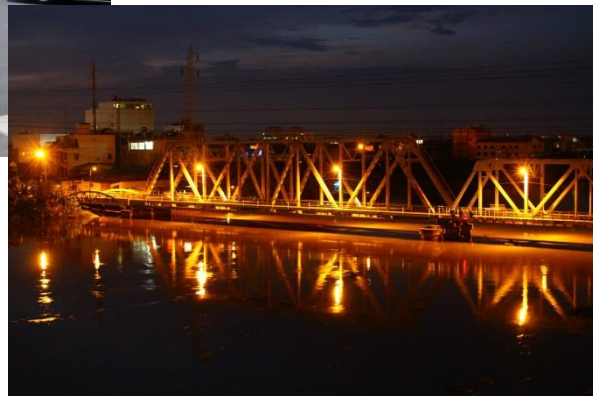
- ・ベトナムの会計、税務は日本と比べるとどのような印象を受けるか  
簡単、曖昧で未整理。税制はころころと変わる。進行期からの適用は当たり前で、過去に遡っての適用もあり TAX シミュレーションが組みづらい。
- ・ベトナム人の納税意識は一部でまだまだ低く、二重帳簿、三重帳簿も間々ある。
- ・税務調査は、5 期分が一般的。
- ・外資について 2015 年 1 月から外資 100% の会社設立が地域によって OK に。ローカルを守りたい地域では依然として不可。1% でも外資が入っていれば会計監査を受けなければならないが、監査自体緩い。ビッグ 4 は使わず、ローカルの監査法人を使う。
- ・原材料の調達について 飲食、製造業での原材料の現地調達少なく、輸入が多い。
- ・宗教について 大乘仏教徒が多い。食肉に関して宗教上の制限は無く、内臓も食べる。
- ・雇用関係について 工場ワーカーの最低賃金は 310 万ドン/年(第一エリア)。日系企業は約 2 万 US\$ /年、支給している。国家的に労働者重視。無用なトラブルを避けるために労働契約書は細かく作る。労務の訴訟は間々ある。解雇することは難しい。金銭での解決はなく、辞めてもらいたい場合は仕事をしたくない人であれば仕事量を増やし、仕事をしたい人には与えないなどして対応。有期雇用の場合、2 回の更新後は正規雇用にしなければならない。
- ・一般的なベトナム人スタッフについて 転職意識が高く、少しでも条件が良ければどんどん転職していく。社員間で給与の額はオープンになっている。管理職でも 9-17 時勤務が一般的。家族を大切に作る。
- ・AGS のスタッフ受け入れ ベトナム勤務の場合、まずはホーチミン支店から始まる。スタッフの支店間のローテーションは無く、他支店へ行きたい場合は希望を出す。今後はダナン支店も設立する。英語はできる方が望ましい。公認会計士であることのメリットは、信用があることのみ。ベトナム人スタッフの場合、大卒で会計や法務を学んでいる方を採用。この数ヶ月で新卒の採用が増えた。日本人はベトナムでの運転禁止。

・ベトナムの車両運搬具            車は日本車が 6～7 割 (その中でトヨタが 8 割)。次にドイツ車。  
バイクは日本車が 8 割。その中でもホンダのシェアが多く、バイクのことをホンダと呼ぶ程に浸透している。

以上

2015 年 8 月 31 日

税理士法人メディア・エス 税理士 高橋 幸喜



## >>> 注目ニュース

### ■ 改正銀行法施行

～ Fintec(フィンテック)系のスマホアプリとの連動性確保によるインバウンド需要の取り込み！

---

○2020年に開催される東京五輪の年には、訪日外国人観光客は4,000万人を越え、市場規模も8兆円に拡大すると予想されています。この機会を逃さぬように準備をしておく必要があります。

○昨年6月に成立した改正銀行法が、本年6月1日より施行されました。これにより、ユーザーはスマホアプリを利用して、銀行口座の資金をやりとりすることが可能となります。すなわち、決済システムの多様化と共に、外国人観光客のインバウンド需要を取り込むことができます。

○本改正の大きな特徴は、“オープンAPI接続による様々なアプリケーションとの連動”が可能になることです。

ここで、「オープンAPI」とは、Application Programming Interfaceの略で、OSやソフトウェアが提供している機能を外部のアプリから利用できるようにするためのシステムの一部のことです。Fintec(フィンテック)系のスマホアプリとの連動性を確保するため、銀行にはオープンAPIの体制整備への努力義務が課せられました。

すなわち、ユーザーにとっては、ネットバンキングを利用せずに、ワンタッチで預金口座の資金を運用に振り分けられるようになります。また、SNSアプリと提携した送金が可能となります。

○従来よりも、顧客の利便性が向上するものの、取引の安全性や情報漏洩等のセキュリティ面での課題も残っています。

これらの改革が実践されることで、暗号通貨の導入も、近く、実現されることとなります。

以上

>>> お知らせ

■ Merry Christmas & Happy New Year 2019 !



**Merry Christmas  
&  
Happy New Year 2019**

Our best wishes to you for a Merry Christmas  
and a prosperous New Year.

『地元国際』 地元企業を世界にいざなう国際専門家集団を形成するネットワーク！

**GPN**  
Global Professional Network

一般社団法人 グローバル・プロフェッショナル・ネットワーク  
理事長 野村智夫 副理事長 長友滋尊 専務理事 白土英成  
〒272-0034 千葉県市川市市川1-12-22 市川サークルビル6F  
6F Ichikawa Circle Bldg, 1-12-22 Ichikawa-Shi Chiba 272-0034 Japan  
TEL 047-712-5531 +81 477 125531  
FAX 047-712-5532 +81 477 125532  
E-Mail [info@gpnjapan.com](mailto:info@gpnjapan.com) / URL <https://www.gpnjapan.com>

## ■ 会員募集中！！～会員種別・協会費について

○当会は2014年6月に、新たな使命を担う税理士、公認会計士などの士業者が中心となって設立されました。国際専門家集団を形成するネットワークを構築し、地元中小企業を世界へ誘い、我が国の経済の発展に貢献するための事業を行っています。会員の皆様から御支援頂く会費は、海外へ展開していこうとするSAMURAI日本の企業および企業戦士の方々への支援活動に活用させていただきます。

何卒、本事業の趣旨に御賛同頂き、当会へ御参加下さいますよう、お願い申し上げます。

### 【会員種別・協会費】

- (1) 正会員 ・社員総会に参加し、議決権を有する方。GPNの活動に関し、財務的支援、及び、運営に関して関与する方。  
 <費用> 入会金 10,000 円 会費 5,000 円/月 (60,000 円/年)
- (2) 準会員 ・下記の会員の権利を有する方。  
 <費用> 入会金 5,000 円 会費 1,500 円/月 (18,000 円/年)
- (3) 賛助会員 ・当法人の目的に賛同し、財政的支援を提供する方。  
 <1口> 10,000 円  
 個人の方 1口以上  
 団体・企業の方 10口以上

※入会金については、会員となっている者からの推薦を受けた場合には免除されます。

### 【会員の皆様へのサービス内容】

会員の権利	会員の種別	正会員	準会員	賛助会員
(1) 定款第 12 条に定める議決権の行使		○	—	—
(2) GPNが運営する外部への発信媒体での紹介 ex: WEB サイト・メルマガでの掲載		○	○	—
(3) GPNの活動に関するサポートの收受 ex: 海外展開企業への支援(個別相談・国外パートナー紹介等)		○	○	○
(4) GPNが主催する事業および催事への参加 ex: 海外視察研修ツアー、講演会・セミナー優先割引受講、 会員誌・メールマガジン購読		○	○	○

【注意】 ①入会を申請する者は、定款にしたがい、所定の入会申請の手続き、及び、指定決済機関による入金の確認をもって行うものとします。  
 ②契約期間は、入会手続きが完了した翌日より起算して1年間とします。但し、期間満了日の2ヶ月前迄に、会員より所定の退会申込書が提出され、経営執行委員会が退会の申し入れを受理した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。  
 ③契約期間中に中途退会する場合は、その理由の如何を問わず、払い込まれた会費等の返金は行わないものとします。また、協会費の未払分、及び、残債務全額を支払うものとします。  
 ④会員の資格喪失、その他の詳細は定款、及び、利用規約に記載されています。必ず、ご一読下さい。

<お問合せ> ⇒ <https://www.gpnjapan.com/information/recruit.html>

## ■ 友人紹介制度のお知らせ～入会金免除！

---

○皆様のまわりに、海外進出をご計画の経営者様、又は、海外展開案件の相談を受けている税理士・公認会計士等の士業者の方はいらっしゃいませんか？ ご紹介頂いた方が GPN に入会された場合、入会金免除の上、GPN が懇切丁寧にバックアップさせていただきます。

次の事項をご記入の上、本メールにご返信頂くか、GPN WEB サイト「お問合せ」フォームより、ご連絡頂きたいようお願い申し上げます。

<友人紹介>

- 組織・団体名称
- 姓 名
- ご住所
- 電話番号
- E-Mail

<お問合せ> ⇒ <https://gpnjapan.com/script/mailform/contact/>

## ■ 「海外展開&国際税務に関する課題・質問にお答えします！」

---

○GPNは中小専門家事務所の国際社会での競争力を強化し、既存、及び、潜在クライアントの国際化のサポートを行う組織を、日本の中小専門家事務所と共同して、日系専門家事務所のネットワークです。

<募集>現在、海外進出をご計画されている企業の顧問をされていらっしゃる税理士、公認会計士の皆様の課題や国際税務に関する質問にお答えします。お気軽に、下記までお問合せ下さい。

<お問合せ> ⇒ <https://www.gpnjapan.com/>



## 発行運営団体のご案内

○本メルマガは、個人情報保護ポリシーに基づいて配信されています。

詳しくは下記のページをご参照ください。

・プライバシーポリシー ⇒ <https://gpnjapan.com/notice/policy.html>

○本メールは日本国内向けの情報です。本メールの掲載情報や資料の掲載には、適宜、更新、追加をする等、細心の注意を払っておりますが、掲載された情報の内容は、更新時期などにより変化する事があり、一切保証するものではありません。

○本メールの再配信、記載内容の無断転載・転用・編集はご遠慮ください。

○ご意見・ご感想などございましたら、下記までお願いします。

### <GPN カスタマーセンター／メールサービスデスク>

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-12-22 市川サークルビル 6 階

[TEL] 047-712-5531 [FAX] 047-712-5532 [代表 E-Mail] [info@gpnjapan.com](mailto:info@gpnjapan.com)

[Mail Desk] [gpn@gpnjapan.com](mailto:gpn@gpnjapan.com) [URL] <https://www.gpnjapan.com>

営業時間：月～金(10:00～18:00、祝日・年末年始を除く)

### <発行運営>

一般社団法人グローバル・プロフェッショナル・ネットワーク

～ 地元国際！～地元企業を世界へいざなう国際専門家集団を形成するネットワーク！！

Copyright 2016-2018 Global Professional Network All Rights Reserved.

